

2011.12.1

労災リスク・インフォメーション < 第 3 号 >

「リスクアセスメントの実施に向けて取組もう」

1. はじめに

厚生労働省から発表された「平成 22 年労働安全衛生基本調査」結果によると、リスクアセスメントを実施している事業所は約 34%となっており、5 年前（平成 17 年）の前回調査と比べ、10%以上増加しています。労働者数が 1,000 人以上の事業所においては、リスクアセスメントの実施率が約 87%と高くなっていますが、全体としてはリスクアセスメントの普及は十分とは言えないのが現状です。

本稿では、これからの安全衛生管理手法として欠かすことのできないリスクアセスメントについて、実施状況、必要性、効果及び実施方法などをご紹介します。

労働安全衛生基本調査とは；

事業所の安全衛生管理や労働災害防止活動の実施、労働者の安全衛生意識などを把握することを目的として 5 年毎に実施している調査であり、常用労働者を 10 人以上雇用する約 12,000 事業所、当該事業所で雇用されている約 19,000 人を抽出して行っています。

2. リスクアセスメントの実施状況

平成 22 年労働安全衛生基本調査結果による「リスクアセスメント実施の有無及び実施頻度別事業所割合」を参考に作成したものを図表 1 に示します。労働者数 1,000 人以上では約 87%の事業所でリスクアセスメントが実施され、一方、100 人未満では 50%を割っており、事業所規模が小さくなるほど、リスクアセスメントの実施率は低下傾向にあります。

また、実施頻度については「1 年に 2 回以上」が約 35%と最も多く、次いで「作業方法や設備の新設・変更の都度」（約 34%）、「1 年に 1 回」（約 29%）の順となっています。なお、リスクアセスメントを実施していない事業所に対して、その理由も調査しており「十分な知識を持った人材がいらないため」が約 41%と最も多く、次いで「法令を守っていれば十分なため」（約 29%）、「実施方法がわからないため」（約 28%）が続いています。

図表 1 リスクアセスメントの実施率 (単位：%)

区 分		実施している (平成 22 年)	実施している (平成 17 年)	5 年間の実施率 増加分
全事業所		33.8	20.4	13.4
事業 所 規 模 別	1,000 人以上	86.6	69.5	17.1
	500～999 人	69.8	49.4	20.4
	300～499 人	64.7	34.1	30.6
	100～299 人	58.2	23.9	34.3
	50～99 人	45.6	26.6	19.0
	30～49 人	36.5	19.3	17.2
	10～29 人	29.7	19.3	10.4

(厚生労働省からの公表資料を参考に作成)

３．リスクアセスメントの必要性

従来の労働災害防止対策は、発生した労働災害の原因を調査し、再発防止対策を講じるという手法が基本となっていました。しかしながら、この手法においては、リスクが顕在化していない職場においても依然として危険性や有害性は存在すること、これらが放置されると労働災害に至る可能性があること、産業の高度化などに伴い多様化するリスク要因に十分対応できないことなどが課題となっていました。このような状況の中、職場における労働者の安全と健康の確保をより一層推進するため、厚生労働省は、平成 17 年に労働安全衛生法を改正（施行は平成 18 年）し、同法第 28 条の 2（事業場の行うべき調査等）に「危険性又は有害性等を調査し、その結果に基づき必要な措置を講じるように努めなければならない」とリスクアセスメントの実施を努力義務化しました。

また、同省は、第 11 次労働災害防止計画の重点対策及びその目標の中で、リスクアセスメントの実施率向上を最優先の取り組み事項として掲げており、大きな柱と位置づけています。さらには、厚生労働省政務官が参集した「安全から元気を起こす懇談会」の提言を受け、同省が取りまとめた項目の中には「工業団地等の中小企業に対するリスクアセスメント研修を実施する」とあり、リスクアセスメント導入への啓発活動を実施しているところです。まさに今、リスクアセスメントの実施が求められているのです。

４．リスクアセスメントの効果

平成 22 年労働安全衛生基本調査では、新規項目としてリスクアセスメントの実施による効果を調査しており、その結果として公表された「リスクアセスメントの実施により得られた効果別事業所割合」を参考に作成したものを図表 2 に示します。全事業所においては「職場に存在するリスク情報の共有」が約 67%と最も多く、次いで「労働災害やヒヤリ・ハット体験減少」（約 47%）、「日常的な安全衛生活動の活性化」（約 44%）、「本質安全化に向けた対策の実施」（約 28%）の順となっています。全体としてはリスクアセスメントの実施が、事業所の安全衛生管理に大きく貢献していることが見受けられます。

図表 2 リスクアセスメントの実施による効果

（単位：％）

区 分		得られた効果（複数回答）						その他
		(1)職場に存在するリスク情報の共有	(2)労働災害やヒヤリ・ハット体験の減少	(3)日常的な安全衛生活動の活性化	(4)本質安全化に向けた対策の実施	(5)対策を実施すべきリスクへの合理的優先順位の決定	(6)費用対効果の観点からの有効な対策の実施	
全事業所		67.3	47.1	44.2	28.2	22.8	10.0	4.7
事業所規模別	1,000 人以上	93.5	44.8	66.0	69.5	70.3	37.8	4.3
	500～999 人	90.4	47.8	64.3	57.6	67.8	34.5	3.0
	300～499 人	86.6	43.4	55.2	52.3	54.5	23.3	3.6
	100～299 人	82.0	42.3	50.4	40.5	42.4	13.2	3.9
	50～99 人	75.9	49.7	43.7	30.2	33.4	8.9	5.7
	30～49 人	75.3	49.4	44.7	24.5	28.1	9.9	2.5
	10～29 人	61.0	46.7	42.8	26.3	15.7	9.2	5.2

（厚生労働省からの公表資料を参考に作成）

図表 2 の各効果については、次に示す要因が考えられます。

（１）職場に存在するリスク情報の共有

リスクアセスメントを実施する際には、管理監督者も含め職場全員が参加するため、職場内の

リスクに対する情報を共有できたものと考えられます。

(2) 労働災害やヒヤリ・ハット体験の減少

技術的、時間的、経済的な理由により、すぐに適切な対策ができない場合に残るリスク（残留リスク）に対して、リスクアセスメントに参加している作業者は「なぜ、注意して作業しなければならないか」を理解でき、守るべき決めごとが徹底されるため、労働災害やヒヤリ・ハット体験が減少したものと考えられます。

(3) 日常的な安全衛生活動の活性化

職場の危険性、有害性を洗い出すことにより、危険に対する感受性が高まるため、日常的な安全衛生活動が活性化したものと考えられます。

(4) 本質安全化に向けた対策の実施

リスク低減措置を講じる際には、本質安全化を優先的に検討するため、本質安全化に向けた対策を推進できたものと考えられます（本質安全化：危険な作業の廃止・変更、より危険性又は有害性の低い材料への代替等のこと）。

(5) 対策を実施すべきリスクへの合理的優先順位の決定

リスク見積り結果などにより、重大なリスクが明確化されるため、優先的に対策を講じることができたものと考えられます。

(6) 費用対効果の観点からの有効な対策の実施

リスク低減対策ごとに、緊急性や必要な経営資源（人材、資金）について具体的に検討できたため、費用対効果の観点から有効な対策を実施できたものと考えられます。

5. リスクアセスメントの実施

5.1 実施体制

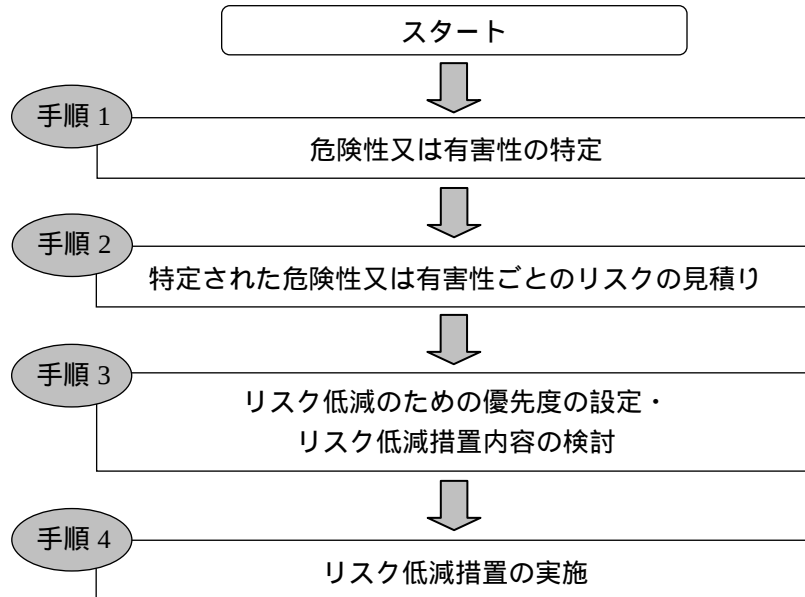
リスクアセスメントを実施するためには、事業所全体としての実施体制を明確にする必要があります。リスクアセスメントの実施体制（例）を図表3に示します。

図表3 リスクアセスメントの実施体制（例）

実施メンバー	実施体制
総括安全衛生管理者	・ 事業所のリスクアセスメントの実施計画及びリスク低減措置の承認
部門の長	・ 部門のリスクアセスメント実行計画の承認 ・ リスク低減措置の検討と承認された措置の安全衛生計画への展開
職場の長	・ 情報収集及び整理、情報の関係者への周知 ・ リスク評価とリスク低減の優先度設定、リスク低減措置の検討 ・ 承認された低減措置の実施 ・ リスク評価と実施した低減措置の記録及び保管
リスクアセスメント推進者 （係長、職長等）	・ 情報収集及び整理、情報の関係者への周知 ・ 危険性又は有害性の特定 ・ リスクの見積り、見積りしたリスクの記録及び保管
安全衛生委員会	・ リスク評価結果及びリスク低減措置の調査審議
安全衛生スタッフ	・ 情報収集及び整理、情報の関係者への周知 ・ リスクアセスメント実施の調整等の運営 ・ リスクアセスメントの実施方法の整備 ・ リスクアセスメントに係る安全衛生委員会の運営、調査審議内容の各部門への周知、議事録の作成及び保管

5.2 実施手順

リスクアセスメントの基本的な実施手順を図表4に示すとともに、各手順について解説します。



図表4 リスクアセスメントの基本的な実施手順

【手順1：危険性又は有害性の特定】

機械・設備、原材料、作業行動や環境などについて、危険性又は有害性を特定します。その特定に際しては、労働災害に至る流れを想定することが大切です。チェックリストやヒヤリ・ハット報告の活用、リスクアセスメントの実施に役立つ情報収集も重要です。なお、リスクアセスメントの実施に役立つ情報として、危険予知活動資料、安全衛生パトロール結果、災害事例、化学物質等安全データシート（MSDS）、作業者が日ごろ感じている危険などが挙げられます。

【手順2：特定された危険性又は有害性ごとのリスクの見積り】

リスク低減措置を講ずる優先度を決定するために実施するリスクの見積りは、発生のおそれのある負傷又は疾病の重篤度とその発生の可能性の度合を考慮して行います。代表的な見積りの手法としては、マトリクスを用いる方法、数値化による方法、リスクグラフによる方法などがあります。マトリクス法による実施例を図表5に示します。なお、発生の可能性の度合は「危険状態が発生する頻度」と「危険状態が発生したときに負傷又は疾病に至る可能性」の2つの要素に分ける場合があります。

図表5 リスクアセスメント実施例（マトリクス法）

作業名 (機械・設備)	危険性又は有害性及び発生のおそれのある災害	すでに実施している災害防止対策とリスクの見積り				追加のリスク低減措置案と措置後のリスクの見積り				措置実施日	次年度以降に実施する低減措置案
		実施している災害防止対策	重篤度	可能性	優先度 (リスク)	追加のリスク低減措置案	重篤度	可能性	優先度 (リスク)		
組立作業	脚立の上で、クレーンを操作し、部品をセットする際に、吊り荷の部品とクレーン操作に注意が集中し、バランスを崩して脚立から転落する。	監視人を配置する。	×			手すりを設けた専用の脚立を使用する。 脚立を使用する前に点検する。	×	○		2011年12月1日	使用用具の基準をルール化する。 作業台・足場台による足場を確保する。

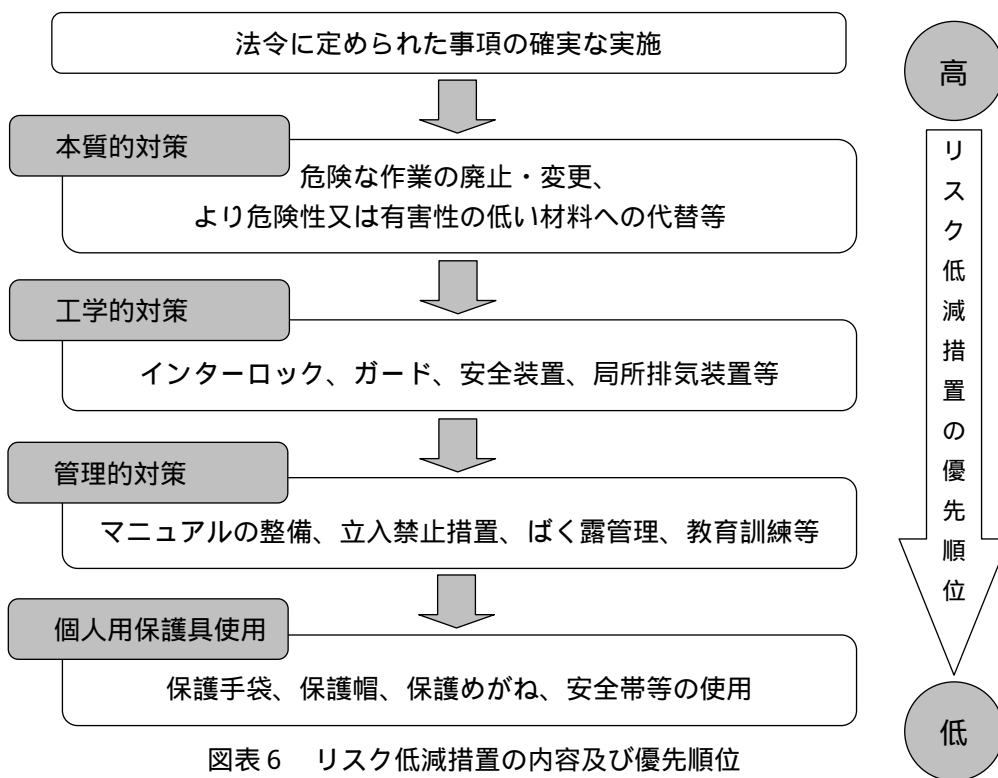
職場の安全サイト（厚生労働省のHP、http://anzeninfo.mhlw.go.jp/risk/risk_index.html）には、製造業（11業種）、建設業（15種類）について、作業、業種別にリスクアセスメントを行うためのシステム（リスクアセスメントの実施支援システム）が掲載されており、マトリクス法あるいは数値化による方法で、リスクアセスメントを実施することができます。

なお、リスク見積りの際には、次の点に留意することが必要です。

- ・多様な観点による適切な見積りにつながるよう、リスクの見積りは極力複数の人で実施します。
- ・リスク見積りのメンバーのリーダーに、必ずしも上位職の者が就くとは限りません。作業内容等に最も精通している人がリーダーとなります。
- ・リーダーは意見の調整役に徹するように努めます。見積りした結果にばらつきが見られた場合には、メンバーの意見をよく聞いて調整します。
- ・グループの中で、最もリスクを高く見積りした人からよく意見を聞き、メンバーの納得のもと採用します。
- ・見積りの結果については、説明のつくものでなければなりません。
- ・過去に発生した災害の重篤度ではなく、最悪な状況を想定し、重篤度を見積ります。

【手順3：リスク低減のための優先度の設定・リスク低減措置内容の検討】

リスク低減のための優先度は、リスクレベルの高い順に設定することになります。リスク低減措置の内容は、図表6に示す から の順に従い検討していきます。



図表6 リスク低減措置の内容及び優先順位

なお、検討の際には、次の点に留意することが必要です。

- ・法令に定められている事項は確実に実施しなければなりません。
- ・ 管理的対策や 個人用保護具の使用のみに頼るのではなく、 本質的対策及び 工学的対策をまず検討し、 及び はその補完的措置と考えます。 及び のみの措置とするのは、 及び の措置を講じることが困難で、やむを得ない場合の措置となります。
- ・措置を講じることにより、新たなリスクが発生する場合がありますので、措置を講じた後のリスクも見積り、講じる措置の有効性や改善効果を確認します。

【手順4：リスク低減措置の実施】

リスク低減措置の内容決定後、具体的改善計画を作成し、必要な措置を講じるようにします。措置を講じた際には、改めてリスクを見積り、講じた措置の有効性や改善効果を確認するとともに、残留リスクがある場合には、管理的対策などを追加して改善します。なお、死亡災害や重篤な災害につながる可能性のある場合であって、適切なリスク低減措置を講じるまでに時間を要する場合には、そのまま放置することなく、暫定的な措置を直ちに講じる必要があります。

6. おわりに

労働者数 1,000 人以上の事業所では高いリスクアセスメントの実施率が見受けられますが、比較的規模の小さい事業所においては、その普及率は十分とは言えません。労働災害の発生件数は長期的には減少傾向となっていますが、平成 22 年の労働災害による死亡者数及び休業 4 日以上之死傷者数は前年に比べ増加しており、労働者数が 100 人未満の事業所で全体の約 80%の災害が発生しています。

労働災害の発生件数のさらなる減少を図るために、比較的小さい規模の事業所においても、安全衛生パトロール、危険予知活動、ヒヤリ・ハット報告などの従来からの安全衛生管理活動に加え、リスクアセスメントの実施に向けた積極的な取組みが望まれます。

以上

コンサルティング第三部 災害リスクグループ

主任コンサルタント 飛世 浩貴

(労働安全コンサルタント)

参考文献

- 1)厚生労働省：「平成 22 年労働安全衛生基本調査結果」
- 2)厚生労働省：「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」
- 3)中央労働災害防止協会：「安全の指標」

株式会社インターリスク総研は、MS&AD インシュアランスグループに属する、リスクマネジメント専門のコンサルティング会社です。

災害や事故の防止を目的にしたサーベイや各種コンサルティングを実施しています。弊社コンサルティングに関するお問合せは下記の弊社連絡先、または、あいおいニッセイ同和損保、三井住友海上の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

株式会社インターリスク総研 コンサルティング第三部 災害リスクグループ
千代田区神田駿河台 4-2-5 TEL:03-5296-8917 / FAX:03-5296-8942

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。

また、本誌は、読者の方々に対して企業の災害防止活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製 / Copyright 株式会社インターリスク総研 2011